

令和2年11月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
7番	横井克典	8番	江崎貴大
9番	加藤克之	10番	高橋八重典
11番	鈴木みどり	12番	早川公二
13番	平野広行	14番	三浦義光
15番	佐藤高 清	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

1番	板倉克典	2番	那須英二
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安藤正明	副 市 長	村瀬美樹
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	渡邊秀樹
市民生活部長	横山和久	健康福祉部長兼 福祉事務所長	宇佐美 悟
建設部長	大野勝貴	教 育 部 長	山下正己
総務部次長兼 総務課長	伊藤重行	総務部次長兼 企画政策課長	佐野智雄
総務部次長兼 防災課長	伊藤淳人	会計管理者兼 会計課長	伊藤 えい子
監査委員 局長	佐藤雅人	健康福祉部次長兼 福祉課長	大木弘己
建設部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄	建設部次長兼 土木課長	伊藤仁史
財政課長	立石隆信	人事秘書課長	山森隆彦
税務課長	横江兼光	収納課長	細野英樹
市民課長	鈴木博貴	市民協働課長	安井幹雄
商工観光課長	浅野克教	十四山支所長	山田 淳
保険年金課長	服部利恵	健康推進課長	山守美代子

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和	児童課長	飯田宏基
都市整備課長	梅田英明	下水道課長	水谷繁樹
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦	図書館長	服部朋夫

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柴田寿文	書記	佐藤文彦
書記	鷺尾里恵		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 同意第18号 監査委員の選任について
- 日程第8 議案第57号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第58号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第59号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第60号 弥富布職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第61号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第62号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第14 議案第63号 弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例等の条例の一部改正について
- 日程第15 議案第64号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第65号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

- 日程第17 議案第66号 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第67号 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第68号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第69号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第70号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第22 議案第71号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第72号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第24 議案第73号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第25 議案第74号 令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第75号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第76号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第77号 令和2年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第78号 令和2年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第30 請願第1号 弥富市議会に「市議会正常化」を求める請願書
- 日程第31 請願第2号 J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業に関する請願書

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（大原 功君） ただいまより令和2年第4回弥富市議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場には定足数の8人を下回らないよう入場し、他の議員につきましては、議員控室のモニターにて視聴し、審議に参加してください。

なお、採決につきましては、全議員が議場に入場して行いますのでよろしくお願いをします。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、板倉克典議員と那須英二議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（大原 功君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

第4回弥富市議会定例会の会期を本日から12月17日までの24日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの24日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（大原 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長より武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6条及び同条第8項の規定により、弥富市国民保護計画の変更が提出されました。

次に、監査委員から、地方自治法の規定により、例月出納検査の結果及び定期監査の結果がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますのでよろしくお願いをいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩し、議員全員協議会を開催いたします。

休憩。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時03分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 同意第18号 監査委員の選任について

○議長（大原 功君） この際、日程第4、諮問第1号から日程第7、同意第18号まで、以上4件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

令和2年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして厚く御礼を申し上げます。

今定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ御審議いただきます議案は、諮問3件、同意1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、飯田一氏が令和3年3月31日任期満了のため、その後任者として飯田一氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、西川邦夫氏が令和3年3月31日任期満了のため、その後任者として西川邦夫氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤敏之氏が令和3年3月31日任期満了のため、その後任者として竹川彰氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、同意第18号監査委員の選任につきましては、片岡明氏が令和2年12月19日任期満了のため、その後任者として佐藤孝氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大原 功君） これより諮問第1号の質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

諮問第1号は、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案どおり適任とすることに決しました。

次に、諮問第2号の質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

諮問第2号は、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は原案どおり適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号の質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

諮問第3号は、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は原案どおり適任とすることに決しました。

次に、同意第18号の質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第18号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

同意第18号は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第18号は原案どおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第57号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第58号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第59号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第60号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第61号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第62号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第14 議案第63号 弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例等の条例の一部改正について

日程第15 議案第64号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第16 議案第65号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第17 議案第66号 弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第18 議案第67号 弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第19 議案第68号 弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第20 議案第69号 弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第21 議案第70号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第22 議案第71号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第23 議案第72号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第24 議案第73号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

- 日程第25 議案第74号 令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第75号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第76号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第77号 令和2年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第78号 令和2年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（大原 功君） この際、日程第8、議案第57号から日程第29、議案第78号まで、以上22件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案9件、法定議決議案7件、予算関係議案6件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第57号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第58号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第59号弥富市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第60号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第62号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため、必要があるものであります。

次に、議案第63号弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第64号弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定についてから議案第

69号弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定についてまで、以上6議案につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第70号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正につきましては、弥富市十四山総合福祉センターの施設のうち、弥富市十四山デイサービスセンターの廃止に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第72号弥富市遺児手当支給条例の一部改正につきましては、災害等の理由により遺児手当の受給資格等の認定の申請ができなかった場合における支給開始月の特例を設けるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第73号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、障害者自立支援事業の介護給付費・訓練等給付費等の扶助費の増額等を計上するものであります。

次に、議案第74号令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）から議案第77号令和2年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの特別会計につきましては、全会計で3,028万5,000円の増額を計上するものであります。

次に、議案第78号令和2年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、日光川下流流域下水道維持管理費負担金の増額等を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を関係部長に求めます。

補正予算は、総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第57号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 特定任期付職員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとしました。

2. 特定任期付職員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の167.5に引き下げ、1による引下げ後の12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2については令和3年

4月1日から施行することとしました。

次に、議案第58号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 議会の議員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとしました。

2. 議会の議員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の167.5に引き下げ、1による引下げ後の12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2については令和3年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第59号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとしました。

2. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、6月期の支給割合を100分の167.5に引き下げ、1による引下げ後の12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2については令和3年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第60号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 一般職の職員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の125に引き下げることとしました。

2. 一般職の職員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の127.5に引き下げ、1による引下げ後の12月期の支給割合を100分の127.5に引き上げることとしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2については令和3年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第61号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当について、支給割合を100分の130とし、在職期間に応じた区分割合を規定することとしました。

2. 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当について、支給割合を100分の127.5に引き下げることにしました。

3. この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2については令和3年4月1日から施行することとしました。

次に、議案第62号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約のあらましを御覧ください。

1. 愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させることにしました。

2. この規約は、令和3年4月1日から施行することとしました。

3. 変更後の別表第2の規定は、令和3年4月1日以後、最初に実施される議員の選挙から適用することとしました。

次に、議案第63号弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市税外収入に係る延滞金に関する条例等の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 地方税法の一部改正に伴い、規定の整備を行うことにしました。

2. この条例は、令和3年1月1日から施行することとしました。

以上でございます。

○議長（大原 功君） 次に、宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 議案第64号弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

1. 施設の名称、弥富市障害者生きがいセンター。2. 指定管理者となる団体、弥富市鯛浦町上本田95番地1、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会。3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議案第65号弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

1. 施設の名称、弥富市十四山障害者生きがいセンター。2. 指定管理者となる団体、弥

富市鯛浦町上本田95番地1、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会。3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議案第66号弥富市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

1. 施設の名称、弥富市高齢者生きがいセンター。2. 指定管理者となる団体、弥富市鯛浦町上本田95番地1、公益社団法人弥富市シルバー人材センター。3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議案第67号弥富市十四山高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

1. 施設の名称、弥富市十四山高齢者生きがいセンター。2. 指定管理者となる団体、弥富市鯛浦町上本田95番地1、公益社団法人弥富市シルバー人材センター。3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議案第68号弥富市デイサービスセンターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

1. 施設の名称、弥富市デイサービスセンター。2. 指定管理者となる団体、弥富市大藤町5番地3、社会福祉法人弥富福祉会。3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議案第69号弥富市南デイサービスセンターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

1. 施設の名称、弥富市南デイサービスセンター。2. 指定管理者となる団体、弥富市大藤町5番地3、社会福祉法人弥富福祉会。3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

次に、議案第70号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市十四山総合福祉センター条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 弥富市十四山総合福祉センターの施設のうち、弥富市十四山デイサービスセンターを廃止することとしました。

2. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第71号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 子ども・子育て支援法の一部改正等に伴い、規定の整備を行うこととしました。
2. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第72号弥富市遺児手当支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

5枚はねていただきまして、弥富市遺児手当支給条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 災害その他やむを得ない理由により、遺児手当の受給資格等の認定の申請ができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内に認定の申請をしたときは、手当の支給は認定の申請をすることができなくなった日の属する月から始めることとしました。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

3. この条例は、公布の日から施行し、同日以後に生じた災害、その他やむを得ない理由により認定の申請ができなかった場合について適用することとしました。ただし、令和2年4月10日以後に新型コロナウイルス感染症の発生または蔓延に起因するやむを得ない理由により、認定の申請ができなかった者については、この条例の施行日の翌日から起算して15日を経過する日までに認定の申請をすれば遡って適用することとしました。

以上でございます。

○議長（大原 功君） 次に、渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第73号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,967万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を211億1,376万9,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容としたしましては、民生費国庫負担金5,713万9,000円、民生費県負担金2,647万3,000円、財政調整基金繰入金5,243万円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容としたしましては、民生費におきまして障害者自立支援事業の介護給付費・訓練等給付費7,995万6,000円、障害児通所支援事業の障害児通所給付費2,126万8,000円であります。

次に、議案第74号令和2年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第2号）につきましては、土地開発基金繰出金5万5,000円を計上し、歳入歳出予算の総額を2億6,006万8,000円とするものであります。

次に、議案第75号令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億1,596万1,000円とするものであります。

歳入予算としたしましては、保険給付費等交付金普通交付金600万円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容としたしましては、一般被保険者高額療養費600万円等を増額計上す

る一方、国民健康保険事業財政調整基金積立金123万円を減額するものであります。

次に、議案第76号令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、賦課収納システム改修委託料38万5,000円を計上するものであります。

次に、議案第77号令和2年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護保険事務処理システム改修委託料880万円、高額介護サービス費1,310万円等を計上し、歳入歳出予算の総額を33億7,386万1,000円とするものであります。

次に、議案第78号令和2年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入の営業収益では、公共下水道使用料1,420万円を計上し、収益的収入の予定額を10億3,463万8,000円とし、収益的支出の営業費用では、日光川下流流域下水道維持管理費負担金1,800万円を計上し、収益的支出の予定額を9億2,410万3,000円とするものであります。

以上でございます。

○議長（大原 功君） お諮りいたします。

本案22件は継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案22件は継続議会で審議することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 請願第1号 弥富市議会に「市議会正常化」を求める請願書

○議長（大原 功君） 次に、日程第30、請願第1号弥富市議会に「市議会正常化」を求める請願書を議題といたします。

紹介議員である江崎貴大議員に趣旨の説明を求めます。

江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

請願第1号の提出につきまして提案理由を申し上げます。

請願第1号弥富市議会に「市議会正常化」を求める請願書は、名古屋市民オンブズマン代表 新海聡様より弥富市議会において、以下の2点を確認する決議をされるよう求め、提出されたものであります。

1. 弥富市議会議員及び同市議会議員になろうとする者が、地方自治法に基づいて住民監査請求及び住民訴訟を提起することを自由にできること。

2. 弥富市議会議員及び同市議会議員になろうとする者が、議会以外の場において適法な手段で行政を監視し、是正をしようとする行為を自由にできること。

以上2点です。

9月定例会の発議第7号において、オンブズマン活動や議会機能を否定するかのよう捉

えられる表現があり、その点を市民オンブズマン団体の方から御指摘いただきました。市民の皆様から負託された議員がルールや規則に基づいた言動を行うことができる。もとより、市民に認められた権利を誰もが行使できることを妨げないことを確認し、弥富市議会が民主主義を尊重する姿勢をこの請願の採択によって市民の皆様やオンブズマンの方々に示していくことが、市議会正常化に向け、我々が進む第一歩であると考えます。

御審議、御賛同のほど賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

質疑のほうをさせていただきたいと思っております。

今回のこの請願は、9月議会において加藤明由議員に対する辞職勧告決議に対して端を発しております。議会正常化というのは、全くもってそのとおりだというふう感じておりますけれども、今回のこの請願は可決すれば終わりというものではなく、こうした忠言に対して真摯に向き合っていく必要があると思います。

そこで質問ですが、この請願は、主に議員や議員になろうとする者が、いわゆるオンブズマン活動をするということについて自由に行うことを認めるものということでございます。そうしますと、9月議会での辞職勧告決議の理由をことごとく否定することになりますが、加藤明由議員に対して今後どのようにしていくのか。また、この辞職勧告が、この請願の理由の中にも入っておりますけれども、市民オンブズマン及び市民オンブズマン活動をする者の名誉を毀損する。また、第2には、執行部をチェックする機能の役割について根本的な誤解がある。3. 議会内に分断を生じさせ、議会内での異論を排除する内容という指摘がございます。

この観点について正常化を求めているものと思いますが、委員会での議論がないまま、その機会を失ってしまいます。特に辞職勧告決議に関して、賛成された議員の思いを聞く場がありません。今後どのような対応をこの方々に求めていくのか。また、議論する場を今後考えているかどうかお答えください。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） この請願の内容が当該議員に対してどうこうするという内容のものでございますが、必要があれば、今、那須議員のほうから御指摘いただいた点も含めて議会改革協議会等、しかるべき場所で議論されることを想定しております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） この件に関して真に当市議会の正常化を行うためには、やはりしこり



の残らないよう、とことんまで議論すべきだというふうに思います。私のほうからも求めていきたいと思いますが、ぜひそのような機会を求めていただくようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑ないことを認めます。

以上で質疑を終わります。

請願第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いませんか、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志でございます。

賛成の立場から討論させていただきます。

この請願が問題提起しているのは、調査力、対話力、共生力の正常化ではないでしょうか。市民からの信託と権力を与えられた議会こそが調査力を最も発揮すべき場所です。議会や議員の調査は現行の法令や制度に合っているか云々の手法と異なり、市民生活の肌感覚や私たち市民社会に内在する問題、将来襲ってくるであろう様々なファクターに対して広く長く洞察した上での調査力が求められているのだと思います。

次に対話力ですが、もちろん行政執行部にも対話力が求められている時代になりました。しかし、現在の制度を執行しなければならない立場という縛りがある執行部と異なり、私たち議員、議会は市民から直接選ばれた代理人です。市民の現状を伝え、市民の利益を守る対話力が試されています。議員が議員であり続けるためには、不断に市民の声を聞き続けることが議員であり続ける最低条件です。市民の声は、どこまで聞いても全ての市民の声を聞いているわけではないので、限界があることを常に自覚し、対話を欠かさないことです。

また、一方では、行政に対しても外野からはやし立てる立場ではなく、一步踏み込んで行政の仕組みと限界を調査して、それでも市民の困り事をどう解決するか一緒に考える対話力、コーディネート力が議員と議会に求められている対話力です。

最後に共生力です。市民も各種の会社や団体も、一人一人の成り立ちや考え方、感じ方は

どこまで行っても異なります。異なる個人や異なる団体が共存するのが共生です。お互いの立場、違いをいつまでも尊重し合いながら調査と対話によって共通の解決策を見だし、それでも合意できない部分についてはやむを得ず多数決で決めて実行する。しかし、少数意見を排除せず、多数決による解決策は最適な回答かもしれませんが、絶対的な永遠不変の解決策ではないという態度を持ち、常により多くの意見を取り入れた最適な解決策を求め、それを着実に実行し、その結果を市民に問い、さらなる修正を繰り返すことが民主主義的な態度だと思えます。いたずらに原則論に固執するのではなく、現実的な改善の繰り返しをすることが保守だと思えます。こういう現実的で異なる立場を尊重し合える共生力が、今後の少子化、高齢化、国際化の中で、また障害、女性など様々なジェンダーも包含して形成できる社会がこれから求められます。たった一人で執行する首長、市長と異なり、社会の縮図として複数の議員の合議制による議会こそ、多様化する社会の変化に備え、市民と市政の共生を取り結ぶ場であります。

以上の趣旨に鑑み、この請願が目先の混乱に蓋をするのではなく、弥富市民のために議員と議会が生まれ変わるための糧としてであろうということを理解した上で賛成します。以上です。

○議長（大原 功君） 他に討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、採決に入ります。

請願第1号は、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 請願第2号 JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業に関する請願書

○議長（大原 功君） 次に、日程第31、請願第2号JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業に関する請願書を議題といたします。

請願第2号は、お手元に配付した請願文書表のとおり所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時13分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 板 倉 克 典

同 議員 那 須 英 二

